

令和2年度包括外部監査の結果に関する措置等について

(令和3年12月24日現在)

1 令和2年度包括外部監査 特定の事件（監査テーマ）

「自然災害に対する防災、危機管理に関する事業の執行、取組み及び財務事務について」

2 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
<p>第6 本市の防災・減災に対する取組みに関する総合的考察</p> <p>【指摘Ⅰ】公務員の消防団員兼職の推進</p> <p>特に、最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域や急傾斜（特別）警戒区域、土石流（特別）警戒区域、指定避難所の近辺に居住するなど、災害発生時に直ちに防災リーダーの役割を果たせる立場等にある本市職員について消防団員との兼職をさらに積極的に推進することが期待される。</p> <p>(P138)</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>人口減少や就業構造の変化に伴い団員確保が継続的な課題となっている中、自治体職員が防災知識、スキルを身に付け、消防団員として活動することは、地域防災力の強化に繋がることから、職員を含む公務員の消防団員との兼職について、今後とも意を用いてまいりたい。</p> <p>(通知受理日:令和3年12月21日)</p>	<p>検討中</p>

3 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
<p>第2 本市における防災に対する取組みの現状</p> <p>【意見Ⅰ】外国人居住者に対する避難支援のさらなる充実</p> <p>「鹿児島市地域防災計画」に基づき、言葉が不自由である、地理に不案内であるといった外国人居住者特有の問題に対応した取組みが実施されているが、多言語や平易な日本語での情報発信などについてさらなる充実を図る必要がある。(P68)</p>	<p>総務局 市長室 国際交流課</p>	<p>令和3年度に市ホームページへの自動翻訳機能を導入したことにより、これまでの英語、中国語、韓国語に加えベトナム語にも対応が可能となるとともに災害時における緊急情報発信の迅速化が図られた。</p> <p>今後とも平易な日本語も含め外国人住民向けの情報発信の充実を図ってまいりたいと考えている。</p> <p>(通知受理日:令和3年12月14日)</p>

<p>第2 本市における防災に対する取り組みの現状</p> <p>【意見Ⅱ】計画的な地区防災計画策定の促進</p> <p>地区防災計画は、各地区の住民が主体となって取り組む計画であるものの、既に十分な地区防災計画が策定されている桜島地区以外の特に洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域が存在する地区の地区防災計画が未策定であるということは今後の課題であり、各地区へのさらなる周知に努めていくべきである。</p> <p>例えば、各地区の住民が避難をする場合の避難経路などを詳細に定めることで、地区の避難行動をより促進することが出来るわけであるから、本市「地域安心安全推進指導員」の指導のもとに、計画的に地区防災計画の策定を促進していくことが肝要である。 (P 7 2)</p>	<p>危機管理局 危機管理課</p>	<p>地区防災計画の策定促進については、地区別防災研修会等において地区防災計画の必要性や本市「地域安心安全推進指導員」による策定支援などに係る周知を行っているところである。基本的には各地区が策定するため、本市としては希望があれば、いつでも支援を行うこととしており、今後とも、策定の促進に向け取り組んでまいりたいと考えている。</p> <p>(通知受理日:令和3年12月14日)</p>
<p>第3 防災知識の普及啓発について</p> <p>【意見Ⅲ】市民に対する防災知識の普及・啓発の取り組みについてのさらなる工夫の導入</p> <p>本市における市民に対する防災知識の普及・啓発の取り組みに、従来からの各種の媒体を通じての防災知識の普及に加え、上記イ～ハ(注:「上記イ～ハ」は別紙1のとおり)で実施されているような「住民に地区のハザードマップを作ってもらう」「自治会(町内会≒自主防災組織)が主体となって、自治会などで自らの意見も言いつつ、地域の状況を見て地図を作る」「防災教育においても子供たちが自ら考え、判断することで安全能力を身につける教育が必要である」という取り組みを取り入れることが望ましいと考えられ</p>	<p>危機管理局 危機管理課</p>	<p>市民の防災知識の普及・啓発に向けた取り組みとしては、「防災ガイドマップ」の市内全戸配布や、その周知動画の市ホームページへの掲出、自主防災組織等へのDVD貸出しなどを行っているほか、自主防災組織が地区のハザードマップを作成する際は、地域安心安全推進指導員による作成支援や経費の助成を行っている。</p> <p>また、次世代を見据えた火山防災に関わる人材育成を図るため、火山災害時における対応や、桜島の恵み、文化を学ぶための火山防災教育の取組として、市街地側の児童とその保護者を対象とした桜島訪問体験学習や、専門家派遣授業、火山防災教育教材の配布等を実施しているところである。</p> <p>これらの取組に加え、引き続き、地区別防災研修会や市政出前トークな</p>

<p>る。</p> <p>(P 7 5)</p>		<p>どのあらゆる機会を捉え、防災知識の普及・啓発に努めてまいりたいと考えている。</p> <p>(通知受理日:令和3年12月14日)</p>
<p>第5 防災、危機管理に関する事案の財務事務について</p> <p>【意見Ⅳ】地籍調査の推進</p> <p>令和元年度末までにおける地籍調査の鹿児島市全体の進捗率は48.8%であるが、旧鹿児島市域の進捗率は11.6%。災害が発生した場合、道路の復旧、上下水道等ライフライン施設の復旧、住宅の再建等が急務となるが、地籍調査を実施していない地域では、災害復旧に当たりまず土地の境界線の確認から始める必要があり、災害復旧に着手する前に多くの手間と時間を要してしまい、被災地の復旧が遅れる要因にも</p>	<p>教育委員会 教育部 保健体育課</p> <p>建設局 道路部 道路管理課</p>	<p>本市においては、学校から二次避難場所までの避難や予告無しの避難訓練など、学校の実情に応じた実効性のある避難訓練等を実施するとともに、平成25年に本市が独自に作成し、令和2年3月に改訂した「防災ノート(小学1・2年用、小学3～6年用、中学生・高校生用)」を活用し、発達の段階に応じた防災教育を推進しながら児童生徒が自ら考え、判断する力を養っている。</p> <p>「防災ノート」は、自分で考え書き込む形式になっており、主体的に体験的な活動と関連させながら活用することで児童生徒の危険予測・回避能力を高めている。</p> <p>今後も、他都市の具体的な取組等も参考にしながら、実効性のある防災教育の工夫・充実を図ってまいりたいと考えている。</p> <p>(通知受理日:令和3年12月14日)</p> <p>地籍調査事業は、補助事業を活用して取り組んでおり、今後とも国・県と協議・連携を図りながら、計画的に事業を推進できるよう予算を確保してまいりたいと考えている。</p> <p>(通知受理日:令和3年12月20日)</p>

<p>なる。また、都市部での地籍調査は費用や時間がより多く必要であることから、調査実施のための予算、人員を確保することが望ましいと考える。 (P 1 0 7)</p>		
<p>第5 防災、危機管理に関する事案の財務事務について</p> <p>【意見V】簡易防火水槽の整備率について</p> <p>簡易防火水槽は特に地震等により消火栓、防火水槽が機能しなくなった場合に消火用の水を確保するための重要な機材であるが、令和元年度の整備率は14.3%、令和2年度でも21.4%とその整備率が低い。巨大地震が起きた場合に市街地で火災が発生する可能性は極めて高いことが想定されることから、当該機材の整備を急ぐ必要があると考える。 (P 1 1 4)</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>簡易防火水槽については、大規模地震に対する消防水利の維持及び確保を目的に、3本署及び11分遣隊に簡易防火水槽14基を整備することとしており、令和元年度2基、2年度1基を整備したところである。今後とも、計画的な整備に努めてまいりたいと考えている。 (通知受理日:令和3年12月21日)</p>
<p>第6 本市の防災・減災に対する取組みに関する総合的考察</p> <p>【意見VI】女性分団員数の大幅な増員確保</p> <p>本市消防局が、鋭意取り組んでいる学生機能別分団(200人)、女性分団(50人)は、評価すべき取組みであるが、例えば、被災後の避難所の運営等を考えると避難所運営の主体である自主防災組織の補佐をする役割が期待される女性分団については、分団員の増員確保が望まれるところである。また、女性分団に期待される役割についても検討が望まれる。 (P 1 3 7)</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>女性分団については、発足から4年目を迎え、実員が定員の50人に達するとともに、組織としての活動が確立されつつあり、増員についても今後検討する必要があると考える。</p> <p>女性分団に期待される役割についても、幼児に対する防災指導や災害現場での後方支援の拡充など検討してまいりたいと考えている。 (通知受理日:令和3年12月21日)</p>
<p>第6 本市の防災・減災に対する取組みに関する総合的考察</p> <p>【意見VII】水火災の場合の費用弁償額の増額</p> <p>本市における消防団員に対する報</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>費用弁償については、活動に従事するために要した費用の弁償であることから活動全般を同等と捉えており、「水火災の場合」も「警戒」や「訓練」の場合も同額としている。</p>

<p>酬及び費用弁償の実情は 20 ページ（注：「20 ページ」は別紙 2 のとおり）記載のとおりである。費用弁償については国の地方交付税措置における市町村単位費用として 7,000 円が示されていることからこれまでの 6,400 円を平成 31 年度（令和元年度）から 7,000 円に引き上げている。これは他の中核市と比較しても高い水準であり、消防団員の処遇として適切に対応されているものと思料される。なお、付言すると、費用弁償については、「水火災の場合」も「警戒の場合」や「訓練の場合」も一律 7,000 円である。「水火災の場合」の任務の危険性や重要性を考えると、これが「警戒」や「訓練」と同額というのは上記法律の言う「活動の実態に応じた適切な費用弁償」という観点からすれば合理性になお疑問を感じるころではある。「水火災の場合」の費用弁償についてはなお、検討の余地はあると思料する。（P 138）</p>		<p>しかしながら、令和 3 年 4 月 13 日消防庁長官通知において、出動に関する手当を「報酬」とするよう示されたところである。</p> <p>本通知を受け、「水火災の場合」については、「警戒の場合」や「訓練の場合」と比較して危険性があること、また、突発的に発生し従事時間が読めないこともあるため、増額を含めて現在検討中である。</p> <p>（通知受理日：令和 3 年 12 月 21 日）</p>
<p>第 6 本市の防災・減災に対する取り組みに関する総合的考察</p> <p>【意見Ⅷ】コミュニティ力強化の支援に関するさらなる取組みの検討</p> <p>阪神・淡路大震災を経験した神戸市と本市を同列に論じることは出来ないが、本市においては、前記リスクシナリオ 8-4（注：「前記リスクシナリオ 8-4」は別紙 3 のとおり）において「コミュニティ力強化の支援」を掲げていることから、如何なる手段を講じれば、地域住民の自主的な防災意識をより高めることが出来るのか先進自治体の例を参考に等したさらなる工夫が必要と</p>	<p>危機管理局 危機管理課</p>	<p>「コミュニティ力強化の支援」については、地域の自主防災組織に対し、防災活動に係る助成や地域安心安全推進指導員による活動支援のほか、市政出前トークの実施などを通じて市民の防災意識の高揚に引き続き取り組むこととしている。</p> <p>また、自主防災組織のさらなる活動促進に向けて、アンケートを行うなどニーズの把握等にも努めてまいりたいと考えている。</p> <p>（通知受理日：令和 3 年 12 月 14 日）</p>
	<p>消防局 警防課</p>	<p>住民の自助共助意識を高めるためには、各地域において消防団員が防災リーダーとなる地域住民を育成することが必要であると考えことから、消防</p>

<p>思われる。</p> <p>この点において再度認識するのは地域の防災リーダーたる消防団員の重要性である。</p> <p>住民の自助共助の意識を高めるために、消防団員が防災活動に積極的に関与するなどの取組みが望まれる。</p>		<p>団員に対しては、防災指導に必要なスキル・知識を身につけるための研修・訓練を実施している。</p> <p>また、消防団の地域の防災訓練への積極的な参加に関して、自主防災組織・関係部局との連携を図ってまいりたいと考えている。</p> <p>(通知受理日:令和3年12月21日)</p>
<p>これに加えて学校において防災教育・訓練を受けた児童・生徒に災害発生時に如何に効率よく防災・減災に取り組んで貰えるか又災害避難所の運営において如何なる役割を果たして貰えるかに関する今後の検討が望まれる。 (P141)</p>	<p>教育委員会 教育部 保健体育課</p>	<p>児童・生徒の防災・減災への取組と災害避難所運営への積極的な参画については、「防災ノート(中学生・高校生用)」の「地域の担い手として(自助・共助)」の中で自らが進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つための行動について学習している。</p> <p>また、桜島火山爆発総合防災訓練や避難所体験訓練・展示訓練に会場校の生徒が参加する中で、災害発生時や避難所における各自の役割について理解を深めることとしている。</p> <p>今後も、防災教育に関する施策を市教育振興基本計画に位置付け、地域と連携した避難訓練の実施を推進しながら、災害発生時に地域の一員として地域防災に貢献する児童生徒の育成を図ってまいりたいと考えている。</p> <p>(通知受理日:令和3年12月14日)</p>

4 いかに個々の市民に防災知識を普及・啓発するかということは行政担当者の悩みどころのようであり、「防災ガイド 2017年度版」には、様々な工夫が紹介されている。

イ 防災ガイド 2017年度版で国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室の担当者は、以下のとおり述べている。³⁾

「住民目線のハザードマップで避難行動に結びつける

このような「公助の限界」が明らかになる中、住民自身による「自助」や、地域コミュニティにおける「共助の重要性」が改めて認識された。

自助や共助は災害発生時だけでなく、大規模災害に備える日ごろの対策においても不可欠となる。その際、行政機関によって作成された、ハザードマップを活用することが望まれる。

2015年の水防法改正によって国や都道府県、市町村は、想定しうる最大規模の降雨、高潮に対応した浸水想定を実施することになった。さらに、市町村はこれに応じた避難方法等を住民に周知するため、水害ハザードマップを改定することが必要となった。2015年9月の関東・東北豪雨災害では、多くの住民が取り残され、救助される事態となりました。その際、ハザードマップが配布されていても住民が見ていなかった、あるいはそこに記載されている情報が住民の避難行動に結びつかなかったという状況が確認されました。そこで、ハザードマップをより避難行動に結びつくものとするため、2016年4月に『水害ハザードマップ作成の手引き』改定が行われたのです。

改定内容のポイントは第1に、市町村で「早期の立退き避難が必要な区域」を検討し、これを水害ハザードマップに明示するよう記載したことです。

第2に、地域によって発生する水害の要因やタイミング、頻度、組合せは多様であることから、市町村で事前に「地域における水害特性」等を十分に分析することを推奨した。第3に、住民目線となるよう、『災害発生前にしっかり勉強する場面』、『災害時に緊急的に確認する場面』を想定して水害ハザードマップを作成するように記載した。

住民の意識を高める自治会ごとのマップ作成

2015年の関東・東北豪雨による被災地域で中央大学河川・水文研究室が行った調査結果によれば、水害発生時に「ハザードマップを見なかった」という人が回答者の9割を超えた。その理由として、「ハザードマップを知らない」、「見たことがない」と答えた人が6割に上った。……

自治会レベルの取組みとしては、例えば地区ごとのハザードマップを作成し、災害時のリスクを住民に自ら把握してもらう。…高齢者が多い地域では、それらの住民も含め、皆がどのように逃げるかを考える。これらの特性を理解しながら、住民に地区のハザードマップを作ってもらう。……

家庭では日ごろ、ハザードマップを冷蔵庫のドアのようなわかりやすい場所に貼っておき、いざという時はすぐ出せるようにすることが大切です。そのような意識を住民に持ってもらうことが、第一歩になります。第二歩は、コミュニティの勉強の場にも参加し、いざという時は、直ちに行動に移せるよう心がけてもらうことです。……

学校教育や防災キャンプなどを通じ、子どもの頃から学習してもらうのもよいでしょう。さらに、住民自らの「マイ防災マップ」を作ってもらうなど、自治体レベルで様々なことを仕掛ければ住民の意識は高まるはずです。

ロ **継続的な取り組みや地域のリーダー育成も大切**

地域においては住民に向けて災害リスク等の話をするリーダー的な人たちの育成も必要となる。また、これら様々な取り組みは、継続的に行うことも重要だ。

ハ **また、児童・生徒に対する防災教育という観点からは、東京都の防災教育プログラムも大いに参考になると思われる。¹⁾**

都教育庁指導部は「指導資料」として「安全教育プログラム」を作成してこれをもとに防災教育を実施しているが、その基本方針は「従来、教員が監督者として単に避難誘導する、つまり避難訓練の場になりがちでした。しかし、地震が起きたらここに避難しましょう、では学習になりません。何が危険かということ学習しながら、実情に合わせて避難の仕方に結びつけていくことが重要になります。教員に言われたからそこに避難するのではなく、子供たちが自ら考え、判断することで安全能力を身に着けるような防災教育を目指しています」というものであり、また「平常時、家庭に向けて災害に備え防災意識を高め、防災対策に取り組むよう促しても結果を出すことは難しい。そこで、子供を通すことで家庭の防災意識を高め、取り組みを促進することも、防災ノートを活用した教育の狙いの一つです。さらに各家庭を通して地域とも連帯し、防災教育の効果を東京都全体に浸透させていきたい」というものである。

具体的には、

- ・ 全家庭に配布された「防災ブック」を活用した教材「防災ノート」による学習
- ・ 標語コンクールや「安全教育推進校」指定で学校間での防災意識を高める。
- ・ 高校生を対象にした「合同防災キャンプ」で防災リーダーを育てる。といった取り組みが実施されている。

報 酬 及 び 費 用 弁 償

(平31.4.1)

階 級	報 酬	費 用 弁 償	
		内 容	単 位
団 長	(年額) 86,300 円	(1) 水火災の場合1回につき	7,000 円
副 団 長	(〃) 69,000 円	(2) 警戒の場合1回につき	7,000 円
分 団 長	(〃) 62,200 円	(3) 訓練の場合1回につき	7,000 円
副分団長	(〃) 45,500 円	(4) ぼや及び軽微な作業一回につき	3,500 円
部 長	(〃) 38,700 円	(5) 学生機能別団員が職務に従事した場合1回につき	3,500 円
班 長	(〃) 37,700 円		
団 員	(〃) 36,700 円		
(学生機能別団員)	(〃) 8,000 円		
分団の庶務従事者	(月額) 4,800 円		
消防車の機関整備担当者	(〃) 3,200 円		

別紙3 P65、P66

リスク シナリオ No.	リスクシナリオ・ 推進方針の内容	取組みの現状等	予算及び決算額 (単位:円)		担当課	備考
			平成30年度	令和元年度		
8-3 ②	液状化危険度の高い地域 への住民周知等	【元年度の実施状況】 ・市HPへ液状化ハザードマップの掲載(令和元年6月) ・かごしまiマップへ液状化ハザードマップデータの掲載(令和元年6月)				
8-4	◇地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
8-4 ①	コミュニティ強化の支援	【主な取組の概要】 ○自主防災組織に対し、資機材整備の補助や防災活動経費への助成(1-5-③再掲) ○セーフコミュニティの推進 ・地域住民、行政、関係団体等が協働しながら、交通安全、学校の安全など7つの重点分野において、地域における事故やけがを予防する取組を推進するもの。 【防災・災害対策分野(※)】 ・地域防災力の向上に向け、桜島地域における避難体制の再構築及び市街地側への取組の拡大を図るもの。 【交通安全・高齢者の安全分野(※)】 ・交通事故や高齢者の外傷の減少に向け、地域における交通安全活動や転倒予防活動等に取り組むとともに、取組の全市的な展開を図るもの。 ※ 重点7分野のうち地域コミュニティ組織を取組の対象としているもの。 【元年度の実施状況】 ○自主防災組織に対し、資機材整備の補助や防災活動経費への助成(1-5-③再掲) ○セーフコミュニティの推進	自主防災組織補助 (1-5-③再掲) セーフコミュニティ推進事業 【予算】 7,726,000 【決算】 6,625,838	自主防災組織補助 (1-5-③再掲) セーフコミュニティ推進事業 【予算】 13,236,000 【決算】 11,326,263	危機管理局 危機管理課 安心安全課	

リスク シナリオ No.	リスクシナリオ・ 推進方針の内容	取組みの現状等	予算及び決算額 (単位:円)		担当課	備考
			平成30年度	令和元年度		
8-4 ①	コミュニティ強化の支援	【防災・災害対策分野】 ・住民一覧表(防災用名簿)の更新 ・島内各地域に応じた新たな島外避難訓練に基づく、桜島火山爆発総合防災訓練の実施				